

## 意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学の柔軟化に向けて

### 1. 教育再生実行会議第五次提言

#### ○教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について(第五次提言)」(抄)

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

(高等教育機関における編入学等の柔軟化)

○ (略) 国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

○ 国は、省庁の枠を越え、意欲ある学生が更なる学びの機会が得られるよう、職業能力開発大学校・短期大学校における学修を大学の単位認定の対象とするとともに、これらの職業能力開発施設から大学への編入学についても途を開くよう検討する。

### 2. 現行制度

○ 現行制度において、大学への編入学（特定の学校種の卒業者による異なる学校種の途中年次への入学）は、次のとおり認められている。

① 短期大学から大学への編入学

② 高等専門学校又は一定の要件を満たす専修学校専門課程（専門学校）から大学又は短期大学への編入学

○ 一方、上記①及び②以外の教育機関（例えば、高等学校専攻科や、各省庁が設置する大学校等の学校以外の教育施設）から大学への編入学は認められていない。

○ また、第6期大学教育部会においては、防衛大学校等の省庁系大学校における学修に係る大学における単位認定の是非について御議論いただき、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校並びに（独）大学評価・学位授与機構（N I A D）の課程認定を受けている省庁系大学校における学修の単位認定を認める方向で関係省庁と調整を行うこととされた。

○ これを受け、防衛大学校、水産大学校、国立看護大学校、気象大学校、海上保安大学校並びに職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校における学修の単位認定を可能とする告示改正を行ったところ。

（注）防衛医科大学校については、関係省庁との調整により単位認定の対象としないこととした。

	法令	短大・高専 専門学校 (学校教育法 に規定されて いる短期高 等教育機関)	省庁系大学校 (学校教育法以外の法令に規定されている教育施設)			高等学校 専攻科	大学における講習 資格検定 (大学設置基準に基 づき、告示で指定さ れている学修)
			防衛大学校 気象大学校 等 (4年制)	職業能力開発 大学校(4年制)	職業能力開発 短期大学校 (2年制)		
単位 認定	省令に基づき、 文部科学大臣 が告示で指定	○	○ (※1)	○	○		○
編入学	法律で個別に 規定 (大学教育に相 当する水準の 教育を組織的・ 体系的に実施)	○	今回の検討課題				
NIADに よる課 程認定 (学位 授与)	法律に基づき、 学位授与機構 が認定 (大学相当の教 育を行うと認め られるもの)	—	○	能開大からの 申請が必要で あるが、申請の 希望なし。	— (※2)	—	

(※1) 防衛医科大学校を除く。

(※2) 現行法制上、NIADによる学位授与は、学士、修士及び博士に限られており、短期大学士は認められていない。

### 3. 見直しの必要性

- 学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させるとともに、様々な分野に挑戦していくことができるよう、高等教育機関の間での進路変更の柔軟化を図ることの必要性が指摘されている。
- 第6期大学教育部会においても、省庁系大学校における学修の単位認定に係る議論において、「様々な教育機関における多様な学修機会が確保されるとともに、教育機関相互における流動性の高い接続の仕組みを構築していくことが必要」と指摘された。
- しかしながら、現在の仕組みでは、高等学校専攻科や職業能力開発短期大学校等を卒業した後、大学へ編入学することができないため、新たに大学に入学することが必要となることから、大学の卒業が2年間遅くなり、学生の負担が大きい。このため、高等教育機関の間での進路変更等に当たって阻害要因となっていることが指摘されている。

#### **4. 検討にあたっての論点**

- 高等学校専攻科や省庁系大学校等から大学への編入学を認めるためには、どのような要件が必要か。特に、教育目的や教育内容等の大学相当性、教育課程の組織性及び体系性、教育の質を保証するための仕組み等はどうあるべきか。
- 編入学を認めるにあたって、教育機関の種別ごとの要件を設定すべきか、各教育機関における教育相当性を個別に判断すべきか、あるいは、学生個々人の学力や学修歴により判断すべきか。

【関係条文】

○学校教育法（抄）

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

③ （略）

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

2 （略）

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

② 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第百四条 ①～③ （略）

④ 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 （略）

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

⑤ （略）

第八十条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

④～⑥ （略）

⑦ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

⑧ （略）

第二百二十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第二百三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

○学校教育法施行規則（抄）

第百六十一条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

② 前項の規定は、外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第九十条第一項に規定する者に限る。）について準用する。

第百七十八条 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

第百八十六条 学校教育法第百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限が二年以上であること。

二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。ただし、第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

② 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

○平成十年文部省告示第百二十五号（学校教育法施行規則第七十七条の八第一項第二号の規定に基づく専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数）

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百八十六条第一項第二号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。

全課程の修了の要件が、次の表上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科		

(参考)

意欲や能力に応じた学びの発展のための  
高等教育機関における編入学の柔軟化に向けて

## 今回の検討課題の位置づけ

	効果	法令	短大・高専 専門学校 (学校教育法 に規定されて いる短期高 等教育機関)	省庁系大学校 (学校教育法以外の法律に規定されている教育施設)			高等学校 専攻科	大学における講習 資格検定 (大学設置基準に基 づき、告示で指定さ れている学修)
				防衛大学校 気象大学校 等 (4年制)	職業能力開発 大学校(4年制)	職業能力開発 短期大学校 (2年制)		
単位 認定	①大学生の、他の教育施設等における学修を、大学の単位として認定 ②大学に再入学する場合に、他の教育施設等における学修を、入学前の既修得単位として認定	省令に基づき、文部科学大臣が告示で指定	○	○ (※1)	○	○	○	
編入学	(他の教育施設等から)大学への編入学	法律で個別に規定 (大学教育に相当する水準の教育を組織的・体系的に実施)	○	<b>今回の検討課題</b>				
課程 認定	学士・修士・博士の学位授与	法律に基づき、学位授与機構が認定 (大学相当の教育を行うと認められるもの)	-	○	能開大からの申請が必要であるが、申請の希望なし。	- (※2)	-	

(注) 赤線枠内は今回の検討課題。

(※1) 防衛医科大学校を除く。

(※2) 現行法制上、NIADによる学位授与は、学士、修士及び博士に限られており、短期大学士は認められていない。

## 今後の対応

○様々な教育機関における多様な学修機会が確保されるとともに、教育機関相互における流動性の高い接続の仕組みを構築していくことが必要。

○このような観点から、職業能力開発大学校・短期大学校の単位認定とあわせて、大学評価・学位授与機構の課程認定を受けている省庁系大学校における学修の単位認定についても認める方向で関係省庁と調整を行う。

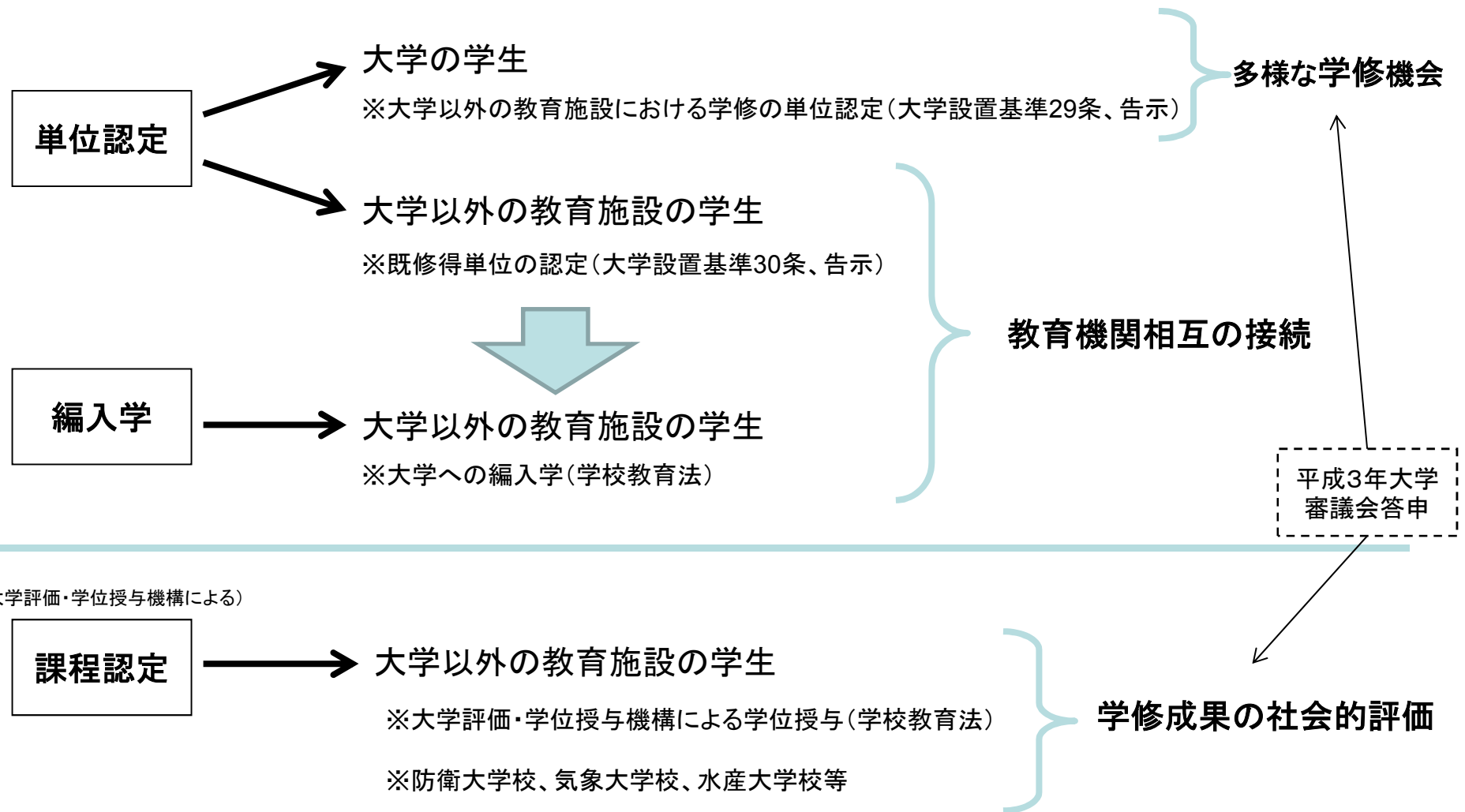
○編入学については、下記の論点を踏まえて検討を行う。

(編入学を検討する際の主な論点)

- ・教育目的、教育内容の大学相当性
- ・教育課程の組織性・体系性
- ・自己点検・評価、外部評価など、教育の質を保証するための仕組み



# 単位認定・編入学と課程認定



# 単位認定の意義

**意義Ⅰ**：大学生が、他の教育施設における学修について、自らの大学の単位として認定されることになり、より多様な学修機会の確保が可能。

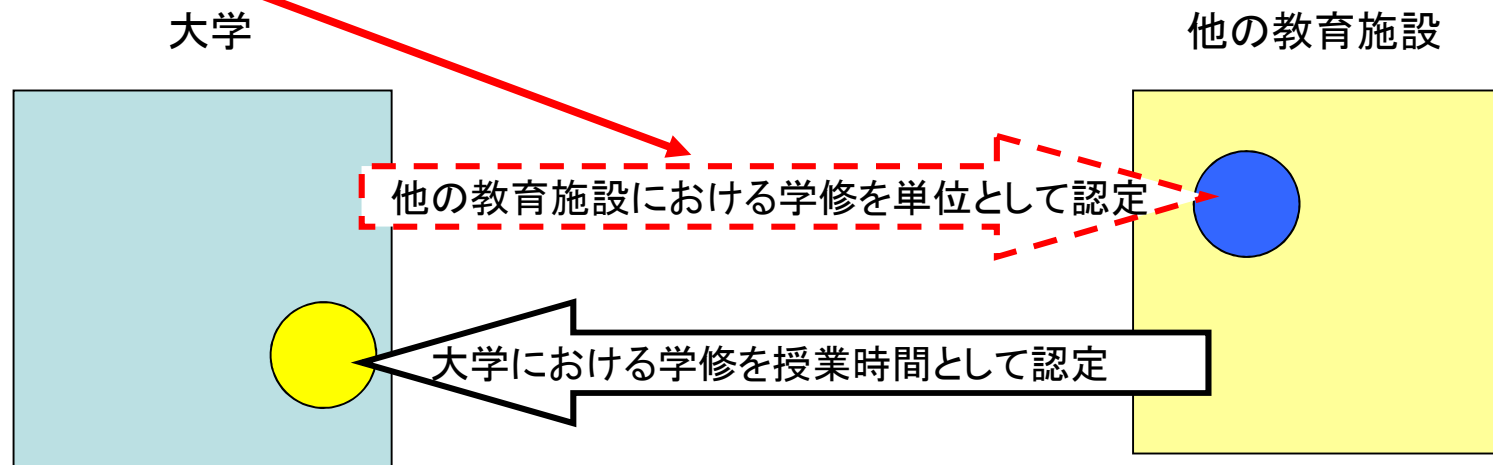
※大学設置基準29条(大学以外の教育施設における学修)

**意義Ⅱ**：他の教育施設に在籍する者が、大学に(1年次から)再入学した場合、当該教育施設における学修について、既修得単位として認められることが可能。

※大学設置基準30条(入学前の既修得単位の認定)

(仮に編入学を認めた場合)

**意義Ⅱ'**：他の教育施設に在籍する者が、当該教育施設における組織的・体系的な学修について、既修得単位として認定を受けることで、大学の途中年次に編入学することが可能になる。



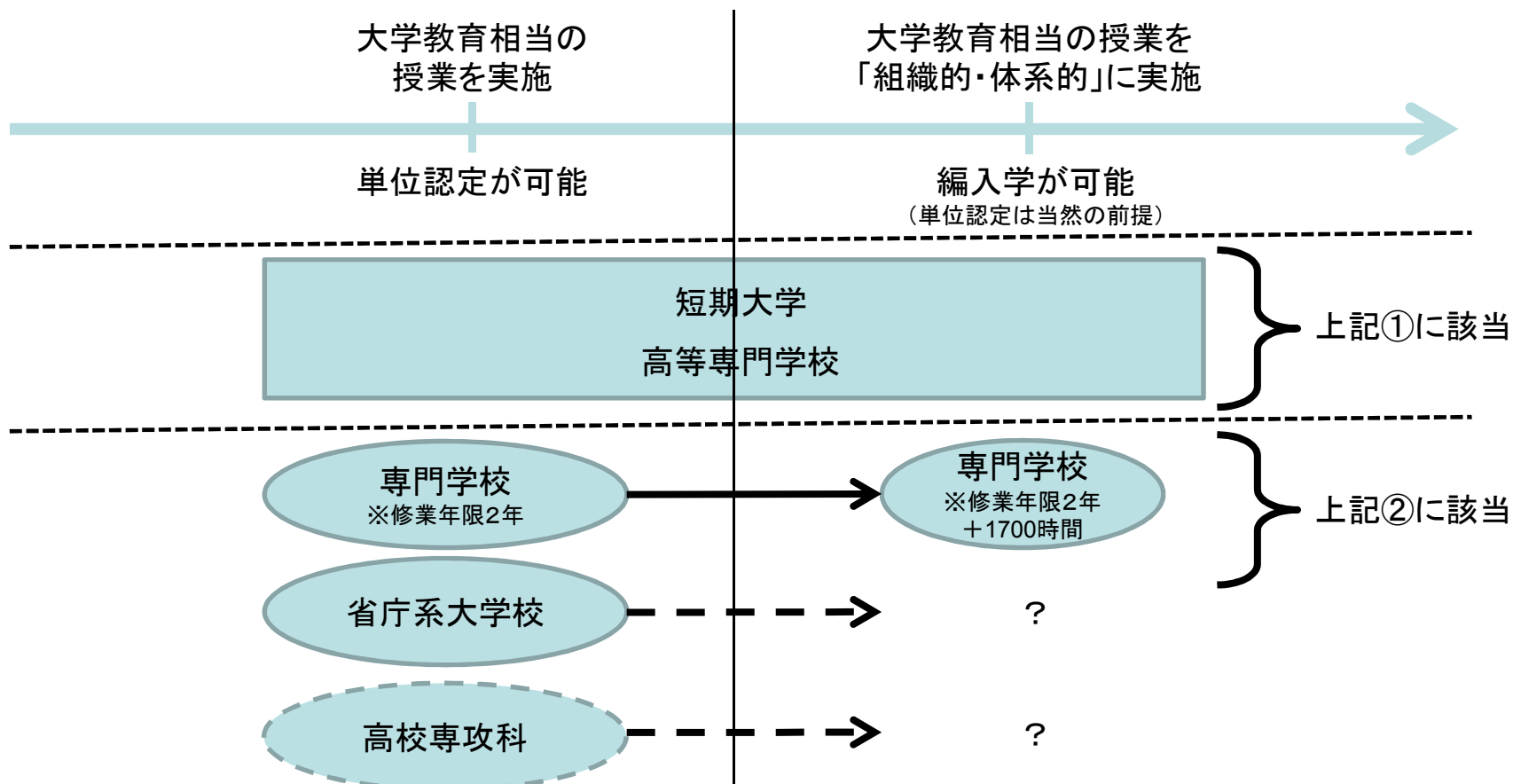
## 単位認定の対象として認められている学修

学修の種類		創設年度	根拠規定
①自大学以外の教育施設における学修	他の大学において修得した単位	S47年	大学設置基準第28条1項、2項
	短期大学において修得した単位	S57年	大学設置基準第28条1項、2項
	短期大学専攻科における学修	H3年	大学設置基準第29条1項
	高等専門学校専攻科における学修	H3年	大学設置基準第29条1項
	大学専攻科における学修	H3年	平成3年告示1号
	高等専門学校における学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示2号
	専門学校(修業年限2年以上)における学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示3号
	防衛大学校等の学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの	H26年	平成3年告示4号
②大学において法律に基づいて行われる講習	教職免許法上の認定講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示5号
	社会教育法上の社会教育主事講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示6号
	図書館法上の司書講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示7号
	学校図書館法上の司書教諭講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示8号
③資格試験等に係る学修	認定技能審査に係る学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示9号
	TOEIC、TOEFL又はこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H11年	平成3年告示10号

※当該学修の全てについて単位認定が認められるものではなく、各大学が「大学教育相当水準と認めたもの」のみを単位認定する仕組み

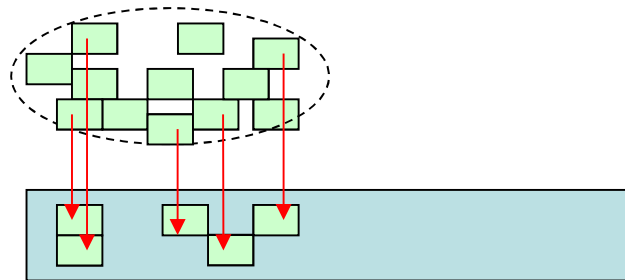
## 単位認定・編入学についての検討のアプローチ

- 編入学においては、編入前の学修が、編入先の大学において単位認定を受けられることが前提となる。
- そのため、編入前の学修が、
  - ①制度として、大学相当の教育を行うものとして位置づけられている機関で行われていること、
  - ②実態に照らして、大学相当の教育であると認められる内容の学修が行われていること、のいずれかの担保が必要である。
- 省庁系大学校や高校専攻科など、①に該当しない教育機関の場合には、②の確認が必要となる。
- ②として認められるためには、大学における単位として、実際に認定を受けている実績が求められる。そのため、省庁系大学校については、まずは単位認定の対象とし、その実績を踏まえることとしている。

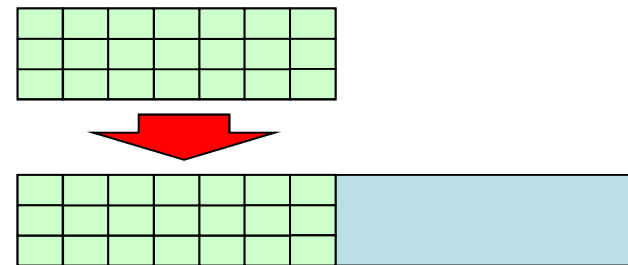


# 単位認定と編入学

	大学以外の学修に対する単位認定	編入学
意義	多様な学修機会の確保(他の教育施設における学修等を大学の単位として評価)	他の学校種の途中年次への接続を可能にする
法令	告示事項 (平成3年文部省告示)	法律事項 (学校教育法)
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学以外の教育施設における学修の認定</li> <li>大学入学前の既修得単位の認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>途中年次への入学</li> </ul>
対象	短大(専攻科含む)における学修 高専(専攻科含む)における学修 専門学校(修業年限2年以上)における学修 防衛大学校等の学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修 法律に定める講習(教員免許認定講習、社会教育主事講習など) 文部科学大臣認定技能審査(英検、漢検等)に係る学修 TOEFL, TOEICに係る学修	短大卒業 高専卒業 専門学校(修業年限2年以上+授業時間1700時間)修了



大学以外での一定の学修については、個別に大学の授業科目とみなすことができるが、修業年限の短縮につながるものではない。(最大で60単位までしか認められない。)



一定の組織的・体系的な学修全体が単位認定の対象となる場合、修業年限の短縮が可能(=3年次等への編入学が可能)  
(編入学の場合、60単位を超えて認定することも可能)

## 編入学制度について

- 編入学とは、「一般に種類の異なる学校の途中年次への入学」のことであり、学校教育法で規定されている修業年限の短縮に当たることから、法律上の根拠が必要である。
- 現在、編入学が認められているのは、原則として、下記の3類型のみ。

	編入学制度創設時期	根拠規定	学校に関する要件	学生に関する要件
短期大学 (S25年創設)	同左	学校教育法 第108条7項	—	短期大学を卒業していること
高等専門学校 (S36年創設)	同左	学校教育法 第122条	—	高等専門学校を卒業していること
専門学校 (S50年創設)	H10年	学校教育法 第132条	①修業年限2年以上 ②課程の修了に必要な 総授業時数が1700時間 以上	①左記の要件を満たす専門学校を 卒業していること ②大学入学資格を有する者であること

- なお、短大・高専が制度創設当初から大学への編入学が認められていたのに対し、専門学校については、下記のような経過で編入学が認められている。

平成3年 文部省告示第68号(単位認定の対象となる学修を規定)

専門学校(修業年限2年以上)における学修が、大学における単位認定の対象になる。

平成4年 生涯学習審議会答申

専門学校卒業者に大学編入学資格を認めることについて、今後検討が望まれるとされ、以後、大学審議会において検討。

平成10年 学校教育法改正

一定の基準を満たす専門学校(修業年限2年+授業時間1700時間)について、大学への編入学を認める。



# 省庁系大学の概要

「大学校」については、法令上の規定がなく、その実態も多種多様であるが、ここでは学校教育法以外の法律に基づいて国又は独立行政法人によって設置されている教育施設のうち大学校の名称を用いている施設を省庁系大学校として整理した。（※「－」は法改正が必要な事項。）

		大学校名	主たる目的	単位認定	編入学	課程認定
① 高等学校卒業程度対象	(4年制課程)	防衛大学校	幹部自衛官の育成	○	－	○
		防衛医科大学校	幹部自衛官(医師)の育成	×	－	○
		海上保安大学校	海上保安庁の幹部職員等の教育訓練	○	－	○
		気象大学校	気象庁の幹部候補生の養成	○	－	○
		水産大学校	水産業を担う人材の育成	○	－	○
		国立看護大学校	先端医療等で活躍できる看護師、助産師の育成	○	－	○
		職業能力開発総合大学校	職業訓練指導員の養成・研修	○	－	○
		職業能力開発大学校	ものづくりの実践的能力を持つ技術者の養成	○	－	×
(2年制課程)	職業能力開発短期大学校	ものづくりの実践的能力を持つ技術者の養成	○	×	－	
	海技短期大学校	航海士・機関士等の養成	×	×	－	
② 短大卒業程度対象	海技大学校	船舶運航技能等の教授	×	－		
	航空大学校	エアライン・パイロットの養成	×	－		
③ 各省庁職員や関係者等対象	警察大学校	警察職員に対する教育訓練	×	×	×	
	税務大学校	税務職員に対する研修	×	×	×	
	自治大学校	地方公共団体の職員に対する研修	×	×	×	
	消防大学校	消防職員、消防団員に対する教育訓練	×	×	×	
	国土交通大学校	国土交通行政に関わる者に対する研修	×	×	×	
	航空保安大学校	航空管制官等の航空保安職員の養成	×	×	×	
	労働大学校	労働基準監督官等の労働行政職員の研修	×	×	×	

## 大学評価・学位授与機構における課程認定の仕組み

○大学以外の教育施設に設置された課程のうち、学士課程・修士課程・博士課程に相当する水準の教育を行っている機構が認定した課程の修了者のうち、大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対して学位を授与するもの。

○具体的な審査については、同機構の学位審査会において、各省庁大学校からの申請を受けて、各課程の教育課程・修了要件・教員組織・施設設備等について、学校教育法や大学設置基準・大学院設置基準等の関係法令に照らして審査を行うもの。

※課程認定に際しては、下記の資料の提出を求め、審査を行っている。

- ・教育施設等の概要を記載した書類
- ・課程の趣旨、沿革等を記載した書類
- ・教育施設の規則
- ・教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ・講義要目(課程の全授業科目)
- ・教育施設の長及び教員の個人調書
- ・設備の概要を記載した書類
- ・校地等の概要を記載した書類
- ・校舎その他の建物の概要を記載した書類
- ・附属病院の概要(医師、歯科医師、看護師等の配置等を含む)を記載した書類

○認定を受けた課程については、原則として5年ごとに教育の実施状況等についての審査が行われる。